

持続可能性に配慮した調達コード 解説

<06 個別基準：パーム油>

2026年8月
公益社団法人 2027年国際園芸博覧会協会

国際園芸博覧会では持続可能な博覧会の運営を目指しており、その取組の一つとして持続可能性に配慮した物品やサービスの調達があります。パーム油（パーム核油を含む）については、多種多様な加工食品や化成品に使用されている植物油脂ですが、その生産段階における森林開発や農園労働に係る課題も指摘されており、様々な認証制度も開発・普及されるなど、「持続可能性への配慮」が世界的な潮流となってきました。

このため、国際園芸博覧会において使用されるパーム油についても、その生産段階の持続可能性への配慮が確実なものとなるよう、「持続可能性に配慮したパーム油の調達基準」を策定したものです。

一方で、国内の事業者・消費者ともに、国際園芸博覧会が目指す持続可能性の概念はまだ十分に浸透していない状況です。そのため、調達基準のポイントを説明しつつ、持続可能性の意味や必要な取組について事業者や消費者の皆様が理解を深めていただけるよう本解説を作成しました。

調達基準と本解説により、生産者だけでなく、加工や流通も含め、全ての段階の関係者が高い意識を持って取り組み、食品業界・化成品業界全体で持続可能性の水準が底上げされることを期待しています。

【参考】パーム油について

パーム油は、アブラヤシの実からとれる植物油脂です。オレンジ色の果肉の部分を押って得られるパーム油と、白い種子の部分から得られるパーム核油があります。主な生産地はインドネシアやマレーシアといった熱帯地域の国であり、日本に輸入されるパーム油の約8割はマレーシア産です。単位面積当たりの収穫量が大きく、かつ、年間を通じて安定的に収穫できるという特徴があります。

パーム油は常温で半固体であり、様々な加工が可能であるため、加工食品、マーガリンや揚げ油、石鹼・洗剤等の原材料として幅広く利用されています。一方、成分表示上は、「植物油脂」と表記されたり、「ショートニング」などの加工品名や「オレイン酸」などの化学成分名で表示されたりするため、パーム油が使用されていることがすぐにはわからない場合がほとんどです。

また、パーム油やPKS（Palm Kernel Shell：パーム核油の圧搾後に出る殻）は発電燃料として使用される場合もあります。



パームの木（農園の風景）



パームの木と果実



パームの果実



パームの果実の断面
オレンジの部分 → パーム油
白い部分 → パーム核油

パーム油個別基準 : 概要

	概要
対象	● 揚げ油（飲食提供のための調理用）、石鹼・洗剤製品、加工食品の原材料として使用されるパーム油 ● 揚げ油、石鹼・洗剤製品については本調達基準を満たすパーム油を原材料とするものを調達すること。加工食品については本調達基準を満たすパーム油を原材料とするものを可能な限り優先的に調達すること。 ● 食品ロス削減にも配慮して調達すること。
要件	(1) 生産された国又は地域における農園の開発・管理に関する法令等に照らして、手続きが適切になされていること (2) 農園の開発・管理において、生態系が保全され、また泥炭地や天然林を含む環境上重要な地域が適切に保全されていること (3) 農園の開発・管理において、先住民族等の土地に関する権利が尊重され、事前の情報提供に基づく、自由意思による合意形成が図られていること (4) 農園の開発・管理や搾油工場の運営において、児童労働や強制労働がなく、農園労働者の適切な労働環境が確保されていること。
調達可能なもの	● ISPO、MSPO、RSPOによる認証を受けたパーム油は、別紙内容を確認した上で、原則活用できる。また、流通の各段階で受け渡しが行われるよう適切な流通管理が確保されている必要がある。 ● 認証パーム油以外を必要とする場合 ・ 上記認証に基づき、使用するパーム油量に相当するクレジットを購入する方法 ・ 農園までのトレーサビリティが確保されており、要件を満たすことを別紙に従って確認されたもの
調達計画・結果の報告	● 調達計画一覧表を作成のうえ、保管をお願いします。協会が求める場合は提出をお願いします。また、会期後、あるいは調達完了後、調達結果一覧表を作成のうえ、保管をお願いします。協会が求める場合は提出をお願いします。 ● 揚げ油、石鹼・洗剤製品について、要件への適合度が高いものに該当するパーム油を原料とするものの調達が困難な場合には、調達計画一覧表及び調達結果一覧表にその量、理由、及び要件（１）～（４）の遵守に向けた取組内容を記載し、保管をお願いします。協会が求める場合は提出をお願いします。
書類保管義務等	1年間。協会が求める場合は提出しなければならない。

パーム油個別基準 : 共通基準との関連

協会、サプライヤー等が調達する物品・サービスに使用されるパーム油については、「持続可能性に関する基準（共通基準）」が適用されるほか、持続可能性の観点からの個別基準を以下のとおり定める。

【解説】 ここでは、調達コード（共通基準）の規定が個別基準についても適用されることを記載しています。

例えば、調達物品等の製造・流通等における差別・ハラスメントや強制労働・児童労働の禁止、調達物品等のマーケティングにおける不当表示の禁止等を規定する「3 持続可能性に関する基準」を満たしていただく必要があります。また、「5 担保方法」に基づき、調達コードの遵守状況について協会が確認する場合があるほか、「6 通報受付窓口」に基づき調達コードの不遵守に関する通報については通報受付窓口で受け付けます。

パーム油個別基準 : 対象及び食品ロス削減

- 1 本調達基準の対象は、揚げ油（飲食提供のための調理用）、石鹼・洗剤製品、加工食品の原材料として使用されるパーム油とする。サプライヤー等注1は、揚げ油、石鹼・洗剤製品については本調達基準を満たすパーム油を原材料とするものを調達することとし、加工食品については本調達基準を満たすパーム油を原材料とするものを可能な限り優先的に調達することとする。また、食品ロス削減にも配慮して調達することとする。

注1：ライセンス商品に関しては「サプライヤー等」を「ライセンシー」に読み替える。また、出展者等が調達する物品・サービス・工事等に関しては「サプライヤー等」を「出展者等」に読み替える（以下同様）。

【解説】 ここでは、パーム油個別基準の対象及び食品ロス削減に関して記載しています。

パーム油（パーム核油を含む）は、多種多様な加工食品や化成品に使用されている植物油脂です。

本調達基準の対象は、揚げ油（飲食提供のための調理用）、石鹼・洗剤製品、加工食品の原材料として使用されるパーム油としています。

揚げ油（飲食提供のための調理用）、石鹼・洗剤製品の原材料として使用されるパーム油は本調達基準を満たすパーム油を調達することとします。

加工品について、以下例に示すとおり多様な製品があることに加え、多段階の加工・流通により原材料や中間品の追跡・確認が難しい等の制約があり得ることから、実現可能性を考慮し、本調達基準を満たすパーム油を原材料とする製品を可能な限り優先的に調達することとしています。

※パーム油が含まれる可能性が高い製品は以下のとおり。

例) 食用油、インスタント麺、パン、ペストリー、マーガリン、ショートニング、コーヒーフレッシュ、冷凍食品、レトルト食品、ドレッシング、カレールー、フライドチキン、フライドポテト、スナック菓子、チョコレート、クッキー、ビスケット、キャンディ、ケーキ、ドーナッツ、アイスクリーム、石鹼、洗剤、トイレタリー製品、シャンプー、ボディソープ、歯磨き粉

パーム油個別基準 : 対象及び食品ロス削減 (つづき)

【解説】

具体的には、揚げ油や石鹼・洗剤製品については、調達計画一覧表に、パーム油が原材料として使用される製品ごとに本調達基準に適合したパーム油の使用等について確認・記載し、保管をお願いします。協会が求める場合は提出をお願いいたします。

協会は、必要に応じて、使用する揚げ油や石鹼・洗剤製品に係る持続可能性への配慮の状況について確認します。ライセンサーや出展者等は、直接契約事業者に対し、本個別基準の遵守を説明することが求められます。

なお、加工品については、パーム油の含有量や最終製品になるまでの加工度は様々ですので、マーガリン、ショートニング、揚げ油など、比較的パーム油の含有量が高く、かつ、加工度の低い製品から対応することが望ましいと考えられます。

食品ロス削減とは、飲食を提供・販売する際に賞味期限切れや余剰による廃棄が生じないように需要予測、適正受注を進めること等を推奨するものです。

▽食品ロス削減に向け、事業者ができること（環境省HP）

業種共通	商慣習見直し（返品・過剰在庫削減）、余剰食品のフードバンク寄付、需要予測精度向上
製造業	賞味期限延長・年月表示化、過剰生産
卸・小売業	売り切り、配送時の汚・破損削減、小容量販売、バラ売り
外食産業	調理ロス削減、食べきり運動の呼びかけ、提供サイズの調整、ドギーバッグ等での持ち帰りへの協力(自己責任)

《 参考 》

環境省 <https://www.env.go.jp/recycle/foodloss/busi.html#EN1>

パーム油個別基準 : 持続可能性の観点から求められる要件

2 上記1のパーム油について、持続可能性の観点から以下の(1)～(4)が求められる。

- (1) 生産された国または地域における農園の開発・管理に関する法令等に照らして手続きが適切になされていること
- (2) 農園の開発・管理において、生態系が保全され、また、泥炭地や天然林を含む環境上重要な地域が適切に保全されていること
- (3) 農園の開発・管理において、先住民族等の土地に関する権利が尊重され、事前の情報提供に基づく、自由意思による合意形成が図られていること。
- (4) 農園の開発・管理や搾油工場の運営において、児童労働や強制労働がなく、農園労働者の適切な労働環境が確保されていること

【解説】 ここでは、パーム油が持続可能な形で生産されていると認められるために求められる要件を記載しています。

- (1) では、農園の開発・管理に関する法令の遵守を求めており、具体的には、生産国の法令に基づき、農園経営に必要な政府発行の事業許可を受け、関連規則を遵守していることを求めています。
- (2) では、農園の開発・管理において、環境を保全するための措置を求めており、具体的には、希少な動植物が存在する場合はその保全のための措置が講じられていること、泥炭地や貴重な天然林など保護が必要な重要な森林等がある地域についてはその保全のための措置が講じられていることを求めています。
- (3) では、農園の開発・管理において、先住民族等の土地に関する権利が尊重されるための措置を求めており、具体的には、先住民族等の権利に関わる場合に、事前の情報提供に基づく、自由意思による合意形成（FPIC: Free, Prior and Informed Consent）に向けた手続き・プロセス等が実施されていることを求めています。
- (4) では、農園の開発・管理や搾油工場の運営において、農園労働者の適切な労働環境が確保されるための措置を求めており、具体的には、児童労働を行わせていないこと、強制労働が行われていないこと、移住労働者を含め、適切な雇用手続きや最低賃金その他労働条件が確保されていること、適切な労働安全対策がとられていることを求めています。

パーム油個別基準 : 調達可能なもの

3 上記2の(1)～(4)の考え方に沿って、パーム油の生産現場における取組を認証するスキームとして、ISPO 注2、MSPO 注3、RSPO 注4がある。

(1)これらの認証については、実効性の面で課題が指摘される場合があるものの、小規模農家を含め幅広い生産者が改善に取り組むことを後押しする観点から、これらの認証を受けたパーム油注5（以下「認証パーム油」という。）については、別紙内容を確認した上で、原則活用できることとする。

【解説】 ここでは、調達基準2の要件を踏まえた上で、原則活用可能な認証制度について記載しています。

パーム油は、その生産現場においては森林開発や農園労働に係る課題も指摘されており、日本国内での関心も徐々に高まってきています。協会は、本調達基準を策定し、これに沿った調達を行うことによって、国内の事業者や消費者の意識がさらに高まり、持続可能なパーム油調達の動きが長期的に拡大すること、さらにそれを通じて生産現場の改善に寄与することを目指しています。

認証については、既に世界的に認知されており自主的な基準であるRSPOに加え、近年アジアを中心に認知されてきており、パーム油の主要生産国であるインドネシア及びマレーシアにおいて国の制度として小規模農家を含む幅広い生産者に遵守を奨励しているISPO、MSPOについても対象としますが、これら3つの認証については実効性の面で課題が指摘される場合もあるため、別紙内容を納入事業者等に確認したことを示す書類を保管することで原則活用可能としています。

なお、これらの認証スキームは次ページに記載のとおり、目的や制度の仕組み及び特徴が異なります。ISPO、MSPOについては、各国政府により小規模農家を含む幅広い生産者が参加を奨励されている仕組みであり、協会としては調達基準の中でこうした認証制度を位置付けることによって、生産現場の改善を後押しすることも重要だと考えています。

別紙

- (1) 当該パーム油が生産される農園について、生産国の法令に基づき、農園経営に必要な政府発行の事業許可を受け、関連規則を遵守していることを確認する。
- (2) 当該パーム油が生産される農園の開発・管理において、希少な動植物が存在する場合はその保全のための措置が講じられていること、泥炭地や貴重な天然林等保護が必要な森林等がある地域については、その保全のための措置が講じられていることを確認する。
- (3) 当該パーム油が生産される農園の開発・管理において、先住民族等の権利に関わる場合は、事前の情報提供に基づく、自由意思による合意形成が図られていることを確認する。
- (4) 当該パーム油が生産される農園の開発・管理及び搾油工場の運営において、児童労働を行わせていないこと、強制労働が行われていないこと、移住労働者を含め、適切な雇用手続きや最低賃金その他労働条件が確保されていること、適切な労働安全対策がとられていることを確認する。

【参考】 パーム油認証スキーム（ISPO、MSPO、RSPO）の概要

認証名	正式名称	成立年、設立 主体	自主／ 義務	認証対象	認証製品の取扱 方法	会員登録 費・認証 費用有無	プレミ アム価 格	現在の加盟・ 利用主体
ISPO	The Indonesian Sustainable Palm Oil	2011年 インドネシア 政府により設 立	義務	インドネシア国内の パーム油事業者（農園、 搾油工場、精製・加工 事業者等	生産者認証と部 分的なSC認証 (SG,MB)	無	無	小規模農家を含 む生産者
MSPO	The Malaysian Sustainable Palm Oil	2013年 マレーシア政 府により設立	義務	マレーシア国内パーム 生産者及びアブラヤシ 製品サプライチェーン に関わる者	生産者認証を含 むSC認証 (SG,MB)	無	無	小規模農家を含 む生産者およ びマレーシ ア国内企業
RSPO	Roundtable on Sustainable Palm Oil	2004年 民間企業と WWF等 NGO により設立	企業/生産 者の自主 的な取組	RSPO会員 (生産者及びアブラヤシ 製品サプライチェーン に関わる者)	生産者認証を含 むSC認証 (IP,SG,MB)及び クレジット	有	有	主に大企業

以下を参考に作成

- [RSPO Certification - Roundtable on Sustainable Palm Oil \(RSPO\)](#)
- [Supply chains - Roundtable on Sustainable Palm Oil \(RSPO\)](#)
- [Principle 2 of the Revised MSPO Standards MS2530:2022 — MPOCC](#)
- [Comparison-ISPO-RSPO-EN.pdf \(sposindonesia.org\)](#)
- [Permentan No. 33 Tahun 2025](#)

パーム油個別基準 : 調達可能なもの（つづき）

(2) 上記 (1) の認証パーム油については、流通の各段階で受け渡しが行われるよう適切な流通管理が確保されている必要がある。

【解説】

これらの認証パーム油について、流通の各段階で受け渡しが行われるよう適切な流通管理（現物と認証の証明書が常に紐づいた形で流通すること）が確保されている必要があります。認証パーム油の流通管理や認証付与等の形態によって、以下のような区分があります。

- IP：Identity Preserved（アイデンティティ・プリザーブド）とは、原料に単一の農園で生産された認証パーム油のみを使用し、搾油から最終製品まで非認証パーム油と完全に分ける方法です。
- SG：Segregation（セグリゲーション）とは、原料に複数の農園で生産された認証パーム油を使用し、搾油から最終製品まで非認証パーム油と完全に分ける方法です。
- MB：Mass Balance（マスバランス）とは、製品の生産途中で認証パーム油と非認証パーム油を混合させ、両者の比率を最終製品の段階まで厳密に記録し、管理する方法です。

本調達基準では、サプライヤーは上記の現物ベースで管理される IP、SG、MB による認証を受けたパーム油について、納入事業者等に別紙内容を確認した上で原則活用できることとします。ただし、協会が要件に適合しないおそれが高いと判断したものについては、基準適合性を確認します。

なお、パーム油のミルリスト（搾油工場のリスト）をもとに搾油工場の場所を確認することで、調達したパーム油が環境にどのように影響を及ぼしているか想定できると言われています。ミルリストについては、公開しているメーカーもあるため、納入業者等から入手することができます。

パーム油個別基準 : 調達可能なもの（つづき）

上記（１）の認証パーム油の確保が難しい場合には、生産現場の改善に資するものとして、これらの認証に基づき、使用するパーム油量に相当するクレジットを購入する方法も活用できることとする。

【解説】 ここでは、前ページまでに記載したパーム油の調達が困難な場合に、生産現場の改善に資するものとして、これらの認証に基づき、使用するパーム油量に相当するクレジットを購入する方法も活用できることを記載しています。

こうした現物ベースの認証パーム油の利用を十分検討した上で、それでもその確保が難しい場合には、各認証制度に基づき、使用するパーム油量に相当する**クレジットを購入する方法**も活用できることとしています。なお、現物ベースの認証パーム油の確保が難しい理由について説明を求める場合があります。

■ クレジット方式：生産者が認証パーム油の生産量に基づいて証券等を発行し、非認証パーム油を使用する最終製品製造者がその証券等を購入することで認証を取得した生産者を支援するモデルです。認証パーム油と非認証パーム油を分けて扱う設備や管理システムの導入が難しい場合でも、取り組むことができます。

基準を満たすパーム油の調達が困難な場合には、その量、理由及び求められる内容の遵守に向けた取組を、調達計画一覧表及び調達結果一覧表に記載のうえ、保管をお願いします。協会が求める場合は提出をお願いします。

協会は必要に応じてサプライヤー等に対し、取組内容の確認を行います。

協会では、この調達基準に沿った調達を行うことによって、持続可能なパーム油を調達する動きが（本園芸博後も継続して）長期的に拡大し、それを通じて生産現場の改善が進むことに貢献したいと考えていますが、その実現に向けては、加工・流通段階の事業者を含む幅広い関係者が関与し、現物ベースの認証油（IP、SG、MB）を利用することがより望ましいと考えています。一方で、クレジット方式も生産現場の改善につながる仕組みであり、この調達基準を策定・運用する目的に適うものであるため、現物ベースの認証油が確保できない場合にはクレジット方式も活用できることとしています。

パーム油個別基準 : 調達可能なもの（つづき）

（4）協会は、ISPO、MSPO、RSPOを活用可能な認証として位置づけることが適当であることを確認するために、これらの運営状況を引き続き注視する。

【解説】 ここでは、原則活用可能とした認証制度について記載しています。

ISPO、MSPO 及び RSPO については、要件（1）～（4）の考え方に沿ってパーム油の生産現場における取組を認証するスキームとして、原則活用可能な認証制度になります。これらの認証制度については、実効性の面で課題が指摘される場合もありますが、その一方で、小規模農家を含む幅広い生産者が参加可能な仕組みであり、調達基準の中でこうした認証制度を位置付けることによって、生産現場の改善を後押ししたいと考えています。

なお、今後、これらの認証制度が本調達基準において採用された趣旨に反することがないよう、その運営状況を協会において引き続き注視し、必要に応じてフォローアップしていきます。

パーム油個別基準 : 調達可能なもの（つづき）

4 上記 3 に示す認証パーム油以外を必要とする場合は、農園までのトレーサビリティが確保されており、上記 2 の(1)～(4)について、別紙に従って第三者の確認が実施されたものも活用できることとする。

【解説】 ここでは、ISPO、MSPO、RSPO 等の認証を受けていないパーム油の調達が必要なものについては、当該パーム油の原料が生産された農園まで遡った上で、別紙に規定する事項について、第三者が確認する必要があることを記載しています。

別紙

- (1) 当該パーム油が生産される農園について、生産国の法令に基づき、農園経営に必要な政府発行の事業許可を受け、関連規則を遵守していることを確認する。
- (2) 当該パーム油が生産される農園の開発・管理において、希少な動植物が存在する場合はその保全のための措置が講じられていること、泥炭地や貴重な天然林等保護が必要な重要な森林等がある地域については、その保全のための措置が講じられていることを確認する。
- (3) 当該パーム油が生産される農園の開発・管理において、先住民族等の権利に関わる場合は、事前の情報提供に基づく、自由意思による合意形成が図られていることを確認する。
- (4) 当該パーム油が生産される農園の開発・管理及び搾油工場の運営において、児童労働を行わせていないこと、強制労働が行われていないこと、移住労働者を含め、適切な雇用手続きや最低賃金その他労働条件が確保されていること、適切な労働安全対策がとられていることを確認する。

5 サプライヤー等は、上記 1 の対象のうち、上記 3 又は 4 に該当するパーム油が使用されているものについて、記録した書類を本園芸博終了後から 1 年間保管し、協会が求める場合はこれを提出しなければならない。

【解説】 ここでは、協会に提出が必要な書類、保管すべき書類、期限等について記載しています。

サプライヤーは、揚げ油（飲食提供のための調理用）、石鹼・洗剤製品を調達する場合、調達計画一覧表を作成のうえ、保管をお願いします。協会が求める場合は提出をお願いします。

揚げ油、石鹼・洗剤製品について、要件への適合度が高いパーム油の調達が困難な場合は、その品目、量、調達が困難な理由、および要件の遵守に向けて取り組んでいる内容を調達計画一覧表に記載いただき保管をお願いします。協会が求める場合は、提出をお願いします。

協会は必要に応じてサプライヤーに対し追加情報の開示やヒアリングを求めることがあります。

また、サプライヤーは調達完了後、または本園芸博終了後、調達結果一覧表を作成のうえ、保管をお願いします。協会が求める場合は提出をお願いします。

なお、調達基準では、持続可能性に関する要件やその確認方法について規定しており、実際に使用されたパーム油がこの調達基準に沿ったものかを確認できるようにしておく必要があります。そのため、サプライヤーは調達基準への適合状況について合理的に説明できる書類（認証の取得状況等に関する情報）を保管し、協会の求めに応じて開示・説明できるよう準備することを求めています。書類に含まれる項目例として、調達元の納入事業者名、品名、数量、認証の有無及び認証名、産地、出荷者・納品事業者・加工事業者があります。さらに、サプライヤーからサプライチェーンに対して同様の情報を管理するよう求めることで、本規定の実効性が一層高まると言えます。

6 サプライヤー等は、農園までのトレーサビリティ確保の観点も含め、可能な範囲で使用されるパーム油の原産地や製造事業者に関する指摘等の情報を収集し、その信頼性・客観性等に十分留意しつつ、上記 2 を満たさないパーム油を生産する事業者から調達するリスクの低減に活用することが推奨される。

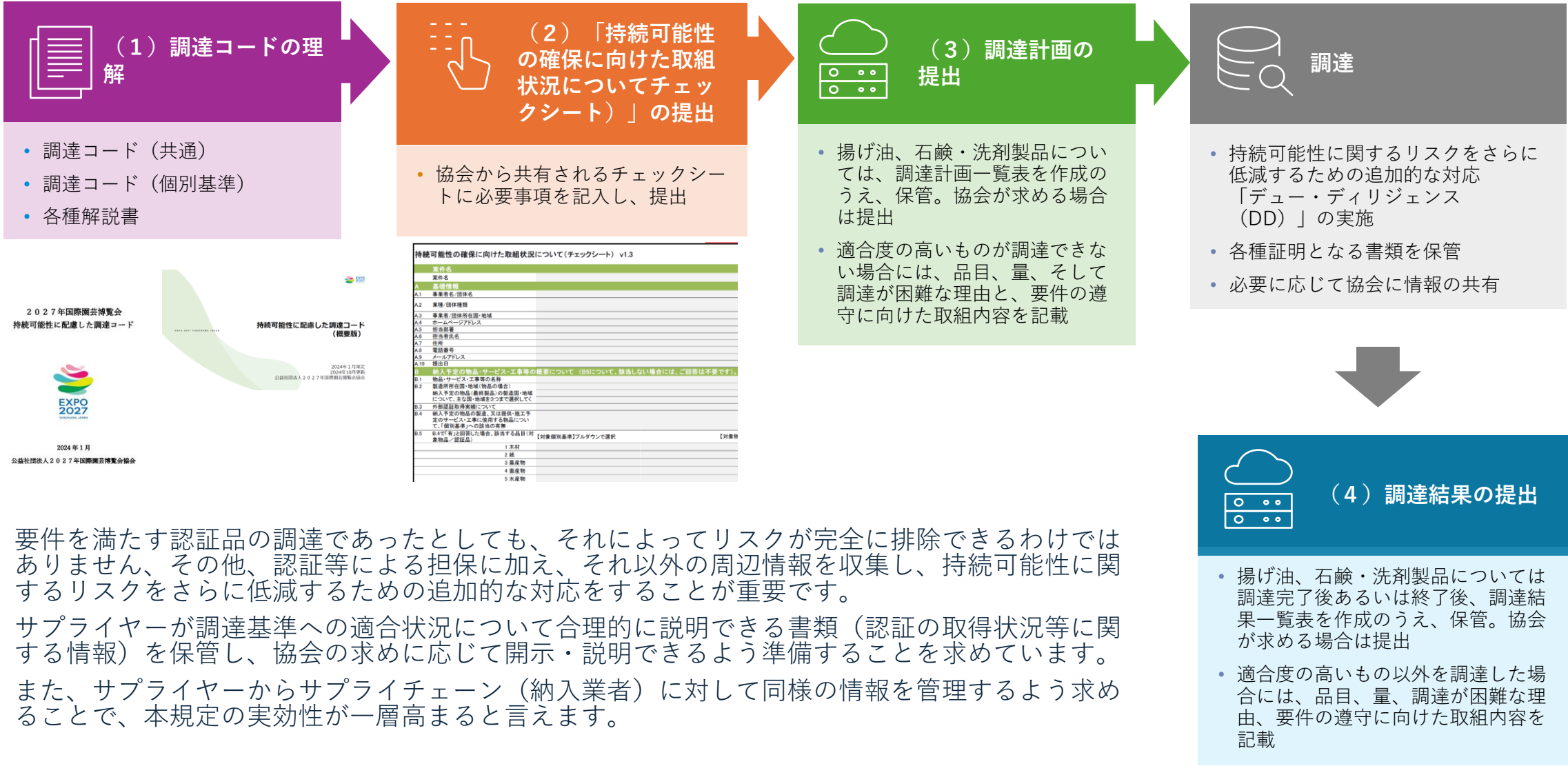
【解説】 ここでは調達リスクの低減に向けた取組について記載しています。

認証品はパーム油基準2（要件）の（1）～（4）への適合度が高いものとして原則認めています。協会は、認証品であっても、要件に適合しないおそれが高いと判断したものについては、基準適合性を確認します。そのため、認証等による担保に加えて、それ以外の周辺情報を収集し、持続可能性に関するリスクをさらに低減するための追加的な対応を推奨する趣旨で本規定を設けています。

具体的には、農園、搾油工場、パーム油加工事業者等に関して、法令違反、環境破壊、人権侵害（先住民族等の権利侵害、強制労働・児童労働等）の指摘等がないかについて、可能な範囲で情報を収集・分析し、実際に調達する製品が調達基準を満たさないおそれが高いと考えられるような場合に追加の確認を行うこと等を想定しています。

なお、パーム油の原産地の農園の開発・管理、環境・生態系保全措置、パーム油の加工や流通の形態は各国・地域で様々であるため、収集する情報の内容や評価について一律の基準を設けることはしていませんが、情報の発信主体や背景・意図は様々であることを前提に、バランスよく情報を収集すること（NGO 等のレポート、メディアによる報道、企業や現地政府からの情報など）、また、収集した情報の信頼性・客観性を慎重に評価することに努めるべきであり、不確かな情報を十分な検証なく活用した結果、特定の製品やその製造事業者等を不当に排除することがないように十分注意する必要があります。

サプライヤーに求められる書類等



要件を満たす認証品の調達であったとしても、それによってリスクが完全に排除できるわけではありません、その他、認証等による担保に加え、それ以外の周辺情報を収集し、持続可能性に関するリスクをさらに低減するための追加的な対応をすることが重要です。

サプライヤーが調達基準への適合状況について合理的に説明できる書類（認証の取得状況等に関する情報）を保管し、協会の求めに応じて開示・説明できるよう準備することを求めています。

また、サプライヤーからサプライチェーン（納入業者）に対して同様の情報を管理するよう求めることで、本規定の実効性が一層高まると言えます。

持続可能性の確保に向けた取組状況について(チェックシート) v1.3

項目名	記入欄
A 基礎情報	
A.1 事業者名(団体名)	
A.2 業種(団体種別)	
A.3 事業所(団体所在地・地域)	
A.4 ホームページアドレス	
A.5 担当部署	
A.6 担当者氏名	
A.7 性別	
A.8 電話番号	
A.9 メールアドレス	
A.10 提出日	
B 納入予定の物品のサービス・工事等の概要について(※別について、該当しない場合には、ご回答は不要です。)	
B.1 物品・サービス・工事等の名称	
B.2 製造所(所在地・地域) (物品の場合)	
納入予定の物品(最終製品)の製造国・地域について、可能な限り選択してください。	
B.3 外製品(最終製品)について	
B.4 納入予定の物品の製造、又は提供・施工予定のサービス・工事に関する取組について、「調達基準」への対応の有無	
B.5 以下で規定された場合、該当する品目(対象物品/認証品) 【対象品別基準】プルダウンで選択	
	1 木材
	2 紙
	3 農産物
	4 畜産物
	5 水産物

